

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年10月13日

【四半期会計期間】 第29期第2四半期(自平成22年6月1日至平成22年8月31日)

【会社名】 ソーバル株式会社

【英訳名】 Sobal Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 推津 順一

【本店の所在の場所】 東京都大田区下丸子三丁目25番14号 ソーバルビル

【電話番号】 03-5482-1222(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 経理財務部長 岩崎 恭治

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区下丸子三丁目25番14号 ソーバルビル

【電話番号】 03-5482-1222(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 経理財務部長 岩崎 恭治

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第28期 第2四半期 累計期間	第29期 第2四半期 累計期間	第28期 第2四半期 会計期間	第29期 第2四半期 会計期間	第28期
会計期間	自平成21年3月1日 至平成21年8月31日	自平成22年3月1日 至平成22年8月31日	自平成21年6月1日 至平成21年8月31日	自平成22年6月1日 至平成22年8月31日	自平成21年3月1日 至平成22年2月28日
売上高 (千円)	3,012,701	2,897,017	1,573,799	1,502,251	5,766,410
経常利益 (千円)	85,305	101,707	26,356	71,446	19,754
四半期純利益又は当期純 損失 () (千円)	50,008	54,795	15,002	37,850	19,307
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	-	-	212,330	212,330	212,330
発行済株式総数 (株)	-	-	2,171,900	2,171,900	2,171,900
純資産額 (千円)	-	-	1,869,441	1,833,201	1,778,406
総資産額 (千円)	-	-	2,312,358	2,312,781	2,221,699
1株当たり純資産額 (円)	-	-	860.74	844.05	818.83
1株当たり四半期純利益 金額又は当期純損失金額 () (円)	23.03	25.23	6.91	17.43	8.89
潜在株式調整後1株当 たり四半期(当期)純利益 (円)	23.00	25.21	6.90	17.41	-
1株当たり配当額 (円)	10.00	7.00	10.00	7.00	10.00
自己資本比率 (%)	-	-	80.8	79.3	80.0
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	74,094	209,027	-	-	218,420
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	13,487	12,638	-	-	7,860
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	116,769	48	-	-	138,617
現金及び現金同等物の四 半期末(期末)残高 (千円)	-	-	1,075,772	1,100,312	903,971
従業員数 (名)	-	-	959	914	932

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 当社は関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。
- 4 第28期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年8月31日現在

従業員数(名)	914	[1]
---------	-----	-----

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の当第2四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

生産実績においては、当社の業務形態上、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) 受注実績

当第2四半期会計期間における受注実績を示すと次のとおりであります。

事業部門別	受注高 (千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同四半期比 (%)
エンジニアリング事業				
業務請負形態	538,738	104.9	453,993	105.8
合計	538,738	104.9	453,993	105.8

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 特定派遣形態は、サービスの提供量に応じて対価を得るため受注実績には記載しておりません。

3 その他事業に関しては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第2四半期会計期間における販売実績を示すと次のとおりであります。

事業部門別	販売高 (千円)	前年同四半期比 (%)
エンジニアリング事業	1,487,618	95.6
特定派遣形態	927,134	95.9
業務請負形態	560,483	95.2
その他事業	14,633	79.4
合計	1,502,251	95.5

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第2四半期会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)		当第2四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
キヤノン株式会社	1,206,742	76.7	1,129,321	75.2
ソニー株式会社	224,327	14.3	137,670	9.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期会計期間におけるわが国経済は、大企業を中心に企業収益の改善、輸出の増加等が見受けられ、設備投資や研究開発意欲も改善されてまいりました。一方で、雇用情勢は依然として厳しい状況で推移し、世界的な景気回復の減速感、米・欧州経済の不透明感により円高が進行するなど、完全な上昇転換とするには決め手を欠く予断を許さない状況にあります。

このような経済環境の中、当社のエンジニアリング事業においては、当社の主要顧客であるデジタル製品メーカーからの技術者派遣ニーズは緩やかながら着実に回復しており、抑制されていた残業も増加傾向にありました。また、業務系及びWeb系のアプリケーション開発案件に対しても、引き続き積極的な営業活動を展開し、着実に新規案件を獲得してまいりました。しかしながら、一部の請負案件においては、受注金額が従来より低く抑えられるケースも発生いたしました。これにより、エンジニアリング事業の売上高は1,487百万円（前年同四半期比4.4%減）となりました。前年同四半期と比較すると減少しておりますが、前事業年度の下半期からは着実に回復しております。

一方、その他事業におけるRFID事業においては、期初に行いました組織再編によりエンジニアリング事業と密接に連携し、受注獲得に向けて営業活動を行ってまいりましたが、各企業の新規技術に関する設備投資意欲の抑制が引き続き見受けられました。その結果、RFID事業の売上高は14百万円（前年同四半期比20.6%減）となりました。

利益面に関しましては、間接部門のコスト削減に徹底して取り組んでまいりました。

以上の結果、当第2四半期会計期間における売上高は1,502百万円（前年同四半期比4.5%増）、営業利益は64百万円（同172.9%増）、経常利益は71百万円（同171.1%増）、四半期純利益は37百万円（同152.3%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における資産合計額は2,312百万円となり、前事業年度末比91百万円の増加となりました。これは主に、現金及び預金が96百万円増加したこと、譲渡性預金の預入により有価証券が100百万円増加したこと、未収還付法人税等が141百万円減少したことによるものであります。

負債合計額は479百万円となり、前事業年度末比36百万円の増加となりました。これは主に、未払法人税等が48百万円増加したことによるものであります。

純資産合計額は1,833百万円となり、前事業年度末比54百万円の増加となりました。これは、四半期純利益54百万円の計上によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、第1四半期会計期間末に比べ57百万円増加し、1,100百万円となりました。

当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、65百万円（前年同四半期に使用した資金は265百万円）となりました。これは主に、税引前四半期純利益67百万円の計上、法人税等の150百万円の還付などの資金増加要因が、賞与引当金の減少130百万円などの資金減少要因を上回ったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、8百万円（前年同四半期に使用した資金は1百万円）となりました。これは主に、固定資産の取得に1百万円、差入保証金の差入に6百万円を支出したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、0百万円（前年同四半期に使用した資金は19百万円）となりました。これは、配当金の支払によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期会計期間における当社が支出した研究開発費の総額は3百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,400,000
計	7,400,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年10月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,171,900	2,171,900	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	単元株式数100株
計	2,171,900	2,171,900	-	-

- (注) 1 提出日現在の発行数には、平成22年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
- 2 大阪証券取引所(JASDAQ市場)は、平成22年10月12日付で同取引所ヘラクレス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(平成17年7月21日臨時株主総会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)
新株予約権の数(個)	18
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300
新株予約権の行使期間	自平成19年7月30日 至平成27年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150

新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員並びに監査役のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の法定相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、100株であります。
- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換または株式移転を行い、本件新株予約権が承継される場合、必要と認める株式の数の調整を行う。

- 3 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

更に、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換または株式移転を行い、本件新株予約権が承継される場合、必要と認める払込金額の調整を行う。

- 4 平成18年7月31日付で 1 株につき100株の割合で株式分割を行っており、新株予約権の目的となる株式の数は、1,800株となっております。

第 2 回新株予約権（平成18年11月24日臨時株主総会決議）

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成22年 8 月31日)
新株予約権の数(個)	2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	450
新株予約権の行使期間	自 平成20年12月31日 至 平成28年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225

新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員並びに監査役のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の法定相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、100株であります。

- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める付与株式数の調整を行う。

- 3 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

更に、上記のほか、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要とする払込価額の調整を行う。

第 3 回新株予約権（平成18年11月24日臨時株主総会決議）

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成22年 8月31日)
新株予約権の数(個)	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	450
新株予約権の行使期間	自 平成20年12月31日 至 平成28年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225

新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員並びに監査役のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の法定相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、100株であります。

- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める付与株式数の調整を行う。

- 3 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

更に、上記のほか、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要とする行使価額の調整を行う。

第 4 回新株予約権（平成20年 1 月23日臨時株主総会決議）

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成22年 8 月31日)
新株予約権の数(個)	32
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	750
新株予約権の行使期間	自 平成22年 2 月 2 日 至 平成30年 1 月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 750 資本組入額 375

新株予約権の行使の条件	新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 新株予約権発行時において当社の従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 当社普通株式が証券取引所に上場された日から6か月を経過していること。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、100株であります。
- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める付与株式数の調整を行う。

- 3 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

更に、上記のほか、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要とする行使価額の調整を行う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年6月1日～ 平成22年8月31日	-	2,171,900	-	212,330	-	117,330

(6) 【大株主の状況】

平成22年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
川下 奈々	東京都杉並区	499,360	22.99
推津 敦	東京都世田谷区	499,360	22.99
ソーバル従業員持株会	東京都大田区下丸子三丁目25番14号	378,200	17.41
推津 順一	東京都西東京市	251,720	11.59
推津 幸子	東京都西東京市	221,560	10.20
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番地10号	46,400	2.14
田辺 博文	京都府京田辺市	19,800	0.91
福島 則光	島根県壱岐郡海士町	10,000	0.46
田辺 円香	京都府京田辺市	9,600	0.44
中井 和子	京都府京丹後市	8,400	0.39
計	-	1,944,400	89.53

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,171,400	21,714	-
単元未満株式	普通株式 500	-	-
発行済株式総数	2,171,900	-	-
総株主の議決権	-	21,714	-

【自己株式等】

平成22年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に対す る所有株式数の割合 (%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	635	730	698	670	690	699
最低(円)	576	604	625	615	620	665

(注) 最高・最低株価は平成22年4月1日より大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、それ以前は、ジャスダック証券取引所における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間(平成21年6月1日から平成21年8月31日まで)及び前第2四半期累計期間(平成21年3月1日から平成21年8月31日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間(平成22年6月1日から平成22年8月31日まで)及び当第2四半期累計期間(平成22年3月1日から平成22年8月31日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間(平成21年6月1日から平成21年8月31日まで)及び前第2四半期累計期間(平成21年3月1日から平成21年8月31日まで)に係る四半期財務諸表については、あずさ監査法人による四半期レビューを受け、当第2四半期会計期間(平成22年6月1日から平成22年8月31日まで)及び当第2四半期累計期間(平成22年3月1日から平成22年8月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期 会計期間末 (平成22年8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,000,312	903,971
受取手形及び売掛金	645,377	577,866
有価証券	100,000	-
仕掛品	² 181,528	197,246
原材料	842	691
その他	126,567	276,221
貸倒引当金	9,200	8,852
流動資産合計	2,045,427	1,947,146
固定資産		
有形固定資産	¹ 165,310	¹ 173,791
無形固定資産	19,347	24,266
投資その他の資産	82,696	76,496
固定資産合計	267,354	274,553
資産合計	2,312,781	2,221,699
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,422	468
未払法人税等	48,228	-
賞与引当金	175,218	163,895
受注損失引当金	² 2,199	1,239
その他	190,986	219,795
流動負債合計	419,055	385,398
固定負債		
役員退職慰労引当金	60,524	57,894
固定負債合計	60,524	57,894
負債合計	479,579	443,293
純資産の部		
株主資本		
資本金	212,330	212,330
資本剰余金	117,330	117,330
利益剰余金	1,503,541	1,448,746
株主資本合計	1,833,201	1,778,406
純資産合計	1,833,201	1,778,406
負債純資産合計	2,312,781	2,221,699

(2) 【四半期損益計算書】
 【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)
売上高	3,012,701	2,897,017
売上原価	2,426,492	2,413,700
売上総利益	586,209	483,316
販売費及び一般管理費	¹ 503,934	¹ 389,166
営業利益	82,274	94,149
営業外収益		
受取利息	406	245
保険配当金	1,992	2,654
雇用奨励金収入	963	330
還付加算金	-	4,033
その他	6	578
営業外収益合計	3,368	7,842
営業外費用		
支払利息	-	285
株式交付費	338	-
営業外費用合計	338	285
経常利益	85,305	101,707
特別利益		
貸倒引当金戻入額	696	-
特別利益合計	696	-
特別損失		
固定資産除却損	10	3,853
特別損失合計	10	3,853
税引前四半期純利益	85,991	97,854
法人税等	² 35,982	² 43,059
四半期純利益	50,008	54,795

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)
売上高	1,573,799	1,502,251
売上原価	1,313,454	1,253,339
売上総利益	260,345	248,912
販売費及び一般管理費	¹ 236,773	¹ 184,593
営業利益	23,571	64,318
営業外収益		
受取利息	285	177
保険配当金	1,992	2,654
雇用奨励金収入	500	330
還付加算金	-	3,924
その他	7	41
営業外収益合計	2,785	7,127
経常利益	26,356	71,446
特別利益		
貸倒引当金戻入額	493	-
特別利益合計	493	-
特別損失		
固定資産除却損	10	3,853
特別損失合計	10	3,853
税引前四半期純利益	25,853	67,592
法人税等	² 10,850	² 29,742
四半期純利益	15,002	37,850

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	85,991	97,854
減価償却費	13,849	12,735
貸倒引当金の増減額（は減少）	696	348
賞与引当金の増減額（は減少）	8,764	11,323
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	6,700	2,630
受取利息	406	245
支払利息	-	285
売上債権の増減額（は増加）	83,391	67,510
たな卸資産の増減額（は増加）	24,860	15,567
未払金の増減額（は減少）	79,771	48,955
その他	58,928	37,217
小計	66,225	61,249
利息の受取額	406	245
利息の支払額	-	285
法人税等の支払額	140,726	2,786
法人税等の還付額	-	150,604
営業活動によるキャッシュ・フロー	74,094	209,027
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,535	4,446
無形固定資産の取得による支出	3,151	1,835
投資有価証券の売却による収入	-	453
差入保証金の差入による支出	-	6,829
差入保証金の回収による収入	21,175	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,487	12,638
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	600,000
短期借入金の返済による支出	-	600,000
配当金の支払額	116,460	48
株式の発行による支出	308	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	116,769	48
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	177,376	196,340
現金及び現金同等物の期首残高	1,253,148	903,971
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,075,772	1,100,312

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年8月31日)
会計処理基準に関する事項の変更 受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準の変更 受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、検収基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を第1四半期会計期間より適用し、第1四半期会計期間に着手した受注契約から、当第2四半期会計期間未までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については進行基準(案件の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については検収基準を適用しております。 これによる当第2四半期累計期間の損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第2四半期累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年8月31日)
1 たな卸資産の評価方法 たな卸資産の簿価切下げに関して、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3 繰延税金資産の算定方法 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年8月31日)
税金費用の計算 税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【追加情報】

当第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)
(その他有価証券の評価基準及び評価方法) その他有価証券の時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を適用しております。
(満期保有目的の債券の評価基準及び評価方法) 譲渡性預金については、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成22年8月31日)	前事業年度末 (平成22年2月28日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 <div style="text-align: right;">177,463千円</div>	1 有形固定資産の減価償却累計額 <div style="text-align: right;">174,876千円</div>
2 損失が見込まれる受注制作のソフトウェア案件に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれる受注制作のソフトウェア案件に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は7,961千円であります。	

(四半期損益計算書関係)

第2四半期累計期間

前第2四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)														
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">給料</td> <td style="text-align: right;">192,955千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">14,308千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">6,700千円</td> </tr> </table>	給料	192,955千円	賞与引当金繰入額	14,308千円	役員退職慰労引当金繰入額	6,700千円	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">給料</td> <td style="text-align: right;">142,479千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">12,899千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">6,680千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">348千円</td> </tr> </table>	給料	142,479千円	賞与引当金繰入額	12,899千円	役員退職慰労引当金繰入額	6,680千円	貸倒引当金繰入額	348千円
給料	192,955千円														
賞与引当金繰入額	14,308千円														
役員退職慰労引当金繰入額	6,700千円														
給料	142,479千円														
賞与引当金繰入額	12,899千円														
役員退職慰労引当金繰入額	6,680千円														
貸倒引当金繰入額	348千円														
2 法人税等の表示方法 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示していません。	2 法人税等の表示方法 同左														

第2 四半期会計期間

前第2 四半期会計期間 (自 平成21年 6月 1日 至 平成21年 8月31日)	当第2 四半期会計期間 (自 平成22年 6月 1日 至 平成22年 8月31日)														
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給料</td> <td>86,218千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>1,269千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>3,470千円</td> </tr> </table>	給料	86,218千円	賞与引当金繰入額	1,269千円	役員退職慰労引当金繰入額	3,470千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給料</td> <td>68,911千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>6,371千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>3,360千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>125千円</td> </tr> </table>	給料	68,911千円	賞与引当金繰入額	6,371千円	役員退職慰労引当金繰入額	3,360千円	貸倒引当金繰入額	125千円
給料	86,218千円														
賞与引当金繰入額	1,269千円														
役員退職慰労引当金繰入額	3,470千円														
給料	68,911千円														
賞与引当金繰入額	6,371千円														
役員退職慰労引当金繰入額	3,360千円														
貸倒引当金繰入額	125千円														
<p>2 法人税等の表示方法 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しており ます。</p>	<p>2 法人税等の表示方法 同 左</p>														

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2 四半期累計期間 (自 平成21年 3月 1日 至 平成21年 8月31日)	当第2 四半期累計期間 (自 平成22年 3月 1日 至 平成22年 8月31日)										
<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>1,075,772千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>1,075,772千円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	1,075,772千円	現金及び現金同等物	<u>1,075,772千円</u>	<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>1,000,312千円</td> </tr> <tr> <td>有価証券(譲渡性預金)</td> <td>100,000千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>1,100,312千円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	1,000,312千円	有価証券(譲渡性預金)	100,000千円	現金及び現金同等物	<u>1,100,312千円</u>
現金及び預金勘定	1,075,772千円										
現金及び現金同等物	<u>1,075,772千円</u>										
現金及び預金勘定	1,000,312千円										
有価証券(譲渡性預金)	100,000千円										
現金及び現金同等物	<u>1,100,312千円</u>										

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年8月31日)及び当第2四半期累計期間(自平成22年3月1日至平成22年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 会計期間末 (株)
普通株式	2,171,900

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当会計年度の開始の日から当四半期会計期間末に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の未日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年9月30日 取締役会	普通株式	15,203	7.00	平成22年8月31日	平成22年11月11日	利益剰余金

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成22年8月31日)	前事業年度末 (平成22年2月28日)
844.05円	818.83円

2 1株当たり四半期純利益金額等

第2四半期累計期間

前第2四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)
1株当たり四半期純利益 23.03円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 23.00円	1株当たり四半期純利益 25.23円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 25.21円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第2四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	50,008	54,795
普通株式に係る四半期純利益(千円)	50,008	54,795
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,171,890	2,171,900
四半期純利益調整額(千円)	-	-
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(株)	2,364	1,804
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	-	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成20年1月23日 (新株予約権32個) これらの詳細については、 第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株 予約権等の状況に記載の とおりであります。

第2四半期会計期間

前第2四半期会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)		当第2四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	
1株当たり四半期純利益	6.91円	1株当たり四半期純利益	17.43円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	6.90円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	17.41円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第2四半期会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	15,002	37,850
普通株式に係る四半期純利益(千円)	15,002	37,850
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,171,900	2,171,900
四半期純利益調整額(千円)	-	-
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(株)	3,086	1,857
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	-	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成20年1月23日 (新株予約権32個) これらの詳細については、 第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株 予約権等の状況に記載の とおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第29期(平成22年3月1日から平成23年2月28日まで)中間配当については、平成22年9月30日開催の取締役会において、平成22年8月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次の通り中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	15,203千円
1株当たりの金額	7.00円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成22年11月11日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月9日

ソーバル株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 都 甲 孝 一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 杉 山 正 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているソーバル株式会社の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第28期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年3月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ソーバル株式会社の平成21年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月13日

ソーバル株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任
社員
業務執行社員
公認会計士 都 甲 孝 一 印

指定有限責任
社員
業務執行社員
公認会計士 杉 山 正 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているソーバル株式会社の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第29期事業年度の第2四半期会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ソーバル株式会社の平成22年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。